R8．10　阿賀野市

週休２日適用工事（現場閉所）工事実施要領　Q&A

黒字⇒Q　青字⇒A

１．現場着手日とは？

○　工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営または起工測量等の準備工事）に着手した日とします。

２．現場完了日とは？

○　工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日とします。

３．祝日に休工した場合、週休日にカウントしても良いですか？

○　週休２日（現場閉所）の定義としては、対象期間において４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態を言います。

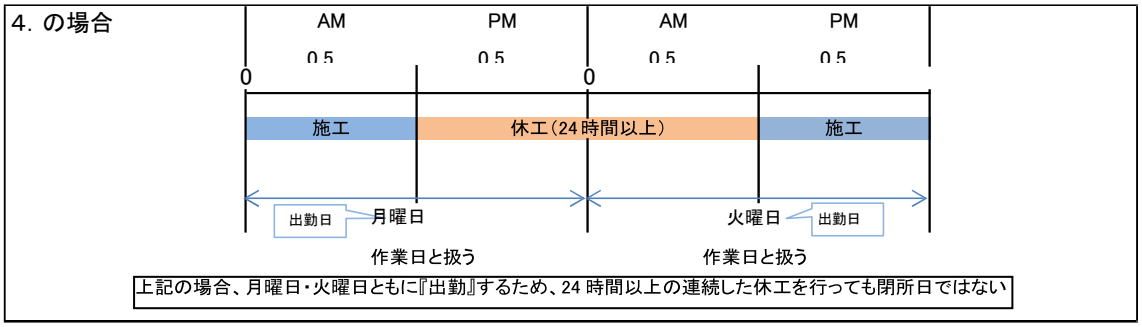
○　４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態であり、土・日・祝日を問わず現場閉所日としてカウントして問題ありません。

４．午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5 日閉所として扱われますか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて１日閉所として扱われますか？

○　原則、１日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5 日閉所は扱いません。

○　月曜午後から火曜午前の連続した現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため閉所日として扱いません。

■週休２日の達成状況確認方法



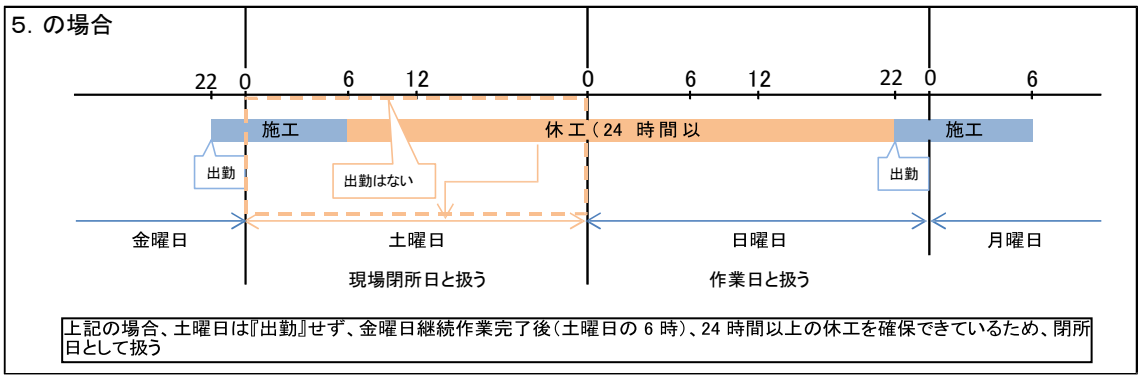
５．夜間作業における現場閉所の取り扱いはどのようになりますか？仮に、金曜日２２：００から土曜日０６：００まで施工し、次に日曜日２２：００から月曜日０６：００まで施工した場合、１日閉所として扱われますか？

○　金曜 22 時から土曜６時の施工は、一般的に金曜（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。

○　日曜 22 時から月曜６時についても同様に日曜（夜間）出勤となります。

○　その間に挟まれた土曜については２４時間以上休工を確保しており、現場閉所としての取り扱い可能と考えます。

■週休２日の達成状況確認方法



６．現場着手時に監督員と週休２日の日を確認しておくが、雨天等で例えば明日を急に休日としたい場合（施工予定日を休日に変更）、事前に共有している休日を施工日に変更してよいですか？

○　降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。

○　現場閉所日の変更については、受発注者間で工程共有することで、その都度変更が可能となります。

７．前日に施工可能と判断し、朝８時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われますか？

○　降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。

（３）現場閉所
　巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（４）４週８休
　対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日／28 日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

８．平日、悪天候で現場閉所し、主任技術者等が現場事務所ではなく、本社で書類を作成した場合は、現場閉所として扱われますか？

○　現場閉所とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状態を言います。

○　現場閉所日に本社で書類を作成した場合は、現行制度では現場閉所として扱うことは可能です。

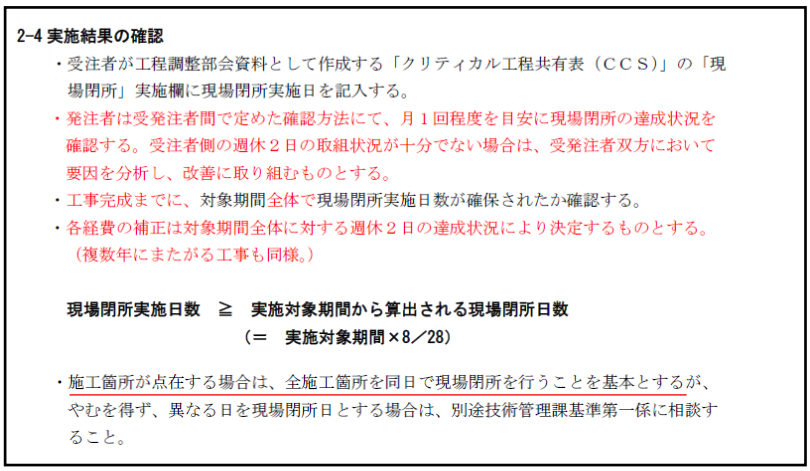
○　ただし、現場着手日の前や現場完了日の後に行う会社等での書類作成・整理は、現地作業が伴わないため、現場閉所の週休２日の対象期間外となります。

９．天候不良が予想されて前日など事前にＡ現場を休工とした時、該当する作業員が、他のＢ現場にて従事をした場合にも、Ａ現場は閉所日として扱われると解釈してよいでしょうか？

○　Ａ現場とＢ現場が異なる工事現場の場合、Ａ工事現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。

○　Ａ現場とＢ現場が同じ工事の場合、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。

■週休２日の達成状況確認方法



2-4 実施結果の確認

・受注者が工程調整部会資料として作成する「クリティカル工程共有表（ＣＣＳ）」の「現場閉所」実施欄に現場閉所実施日を記入する。

・発注者は受発注者間で定めた確認方法にて、月１回程度を目安に現場閉所の達成状況を確認する。受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

・工事完成までに、対象期間全体で現場閉所実施日数が確保されたか確認する。

・各経費の補正は対象期間全体に対する週休２日の達成状況により決定するものとする。（複数年にまたがる工事も同様。）

現場閉所実施日数　≧　実施対象期間から算出される現場閉所日数

（＝　実施対象期間×8／28）

・施工箇所が点在する場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本とするが、やむを得ず、異なる日を現場閉所日とする場合は、別途技術管理課基準第一係に相談すること。

10．年末、年始及びお盆休暇や５月の大型連休の前後に、集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか？仮に年末年始８日間と夏季休暇５日間とした場合、どちらも２日間は現場閉所として扱われますか？

○　対象期間には、年末年始６日間と夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まないことになっています。

○　今回のように、この前後に現場閉所した場合は、対象期間に該当するため現場閉所日として扱います。

■週休２日の達成状況確認方法

2-2 具体的な設定とその確認

・発注者は、受注者が設定する現場閉所計画を以下の点に留意して確認する。

①対象期間（工事着手予定日から現場完成予定日のうち、年末年始６日間・夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間を除く）内に４週８休相当の現場閉所日を設定しているか。

現場閉所予定日数　≧　当初対象期間から算出される現場閉所日数
（＝　当初対象期間×8／28）

11．休工日が天候により４週間のうち１週間は０日、次の１週間は３日、次の１週間は２日、次の１週間は３日休んだ場合、月単位の４週８休が達成できたと考えて良いのでしょうか？

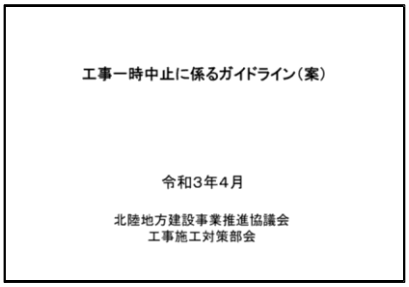
〇月単位の場合、週により現場閉所日数が変動してもかまいません。毎月同じ現場閉所率である必要はありませんが、工期の始まりや工事の終盤での偏った休日が生じないよう留意してください。

12．計画当初、完全週休２日を行っていたものの、工事終盤に降雨、降雪、強風により作業不可能日が続いた場合、工期の延長は認められますか？

〇　通常想定される気象条件による不稼働日は雨休率として工期に含まれるため、工期の延長は認められません。

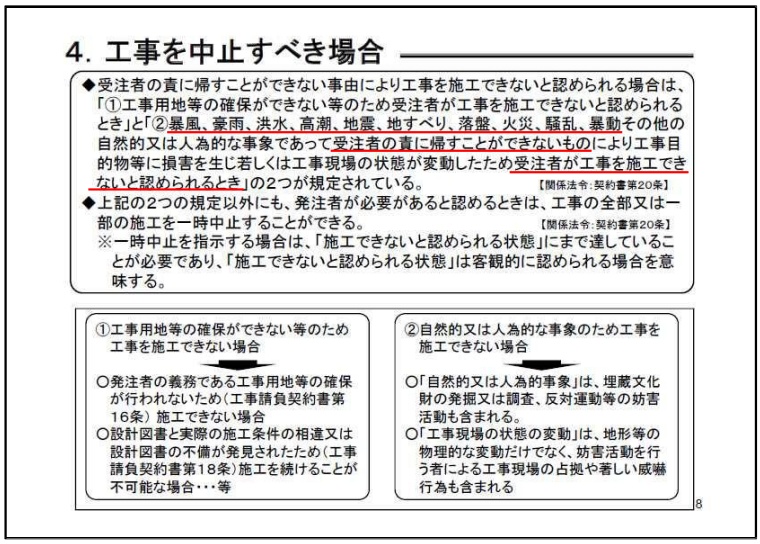
〇　「暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、暴動その他の自然的または人為的な事象であって受注者の責に帰すことができない」事象が発生した場合は、中止することで工期延長可能です。

【参考】


工事一時中止に係るガイドライン（案）

令和3年4月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会


4．工事を中止すべき場合

◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【関係法令：契約書第20条】

◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。【関係法令：契約書第20条】

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

〇発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（工事請負契約書第16条）施工できない場合
〇設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（工事請負契約書第18条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

〇「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
〇「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

8

13. 現場完了日は、誰が何を持って判断するのですか？

〇　工事施工範囲内ですべての作業が完了した日を、受発注者間で確認することとしています。

14. 現場閉所の確認方法はどのようなものですか？書類の簡素化に配慮されていますか？

〇　現場閉所の確認方法は受発注者間で決定することとしていますが、具体的には工程表に現場閉所の計画と実施を追記するなどして、確認することとしています。

15. 令和８年 10 月 20 日以前に契約済みで、当初設計では月単位で補正をしています。令和８年 10 月 20 日以降に新工種として指示した分については補正を行いますか？

〇　令和８年 10 月 20 日以降に新工種として指示を行ったものについても、他の工種と同様に補正を行うこととなります。諸経費等の取扱いと同様の考え方によるものです。

16. 施工機械の点検及びその修理のみを行った日は現場閉所となりますか？

〇　保守点検の一環として現場閉所として扱います。

17. 地域貢献における、ボランティア活動の扱いはどうなりますか？

〇　地域貢献として、工事施工箇所以外で行うボランティア活動や清掃・催事参加等については、現場閉所として扱います。

18. 当日の現場作業が除雪のみの場合は対象期間に含めますか？

〇　前日等の降雪により、当日の現場作業が除雪のみの場合、受注者の責によらず現場作業が余儀なくされた期間として、対象期間から除くことができます。

19. 下請業者等の達成状況は、どこまで確認するのですか？

〇　あくまで工事現場単位で確認してください。